

かすみがうら市教育委員会 4月定例会会議録 (HP掲載分)

1 招集期日

平成27年4月24日(金)

2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

委員 長	田 澤 高 保
委 員	中 島 和 彦
委 員	飯 村 恵 子
委 員	宮 本 雪 代
教 育 長	大 山 隆 雄

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	飯 田 泰 寛
学 校 教 育 課 長	坂 本 重 男
生 涯 学 習 課 長	中 泉 栄 一
郷 土 資 料 館 長	屋 代 久 雄
図 書 館 長	和 田 哲 男
霞ヶ浦公民館長	齋 藤 裕 之
千代田公民館長	大 山 俊 男
学校教育課教育指導室長	塚 谷 吉 行
学校教育課課長補佐	山 口 由 晃
学校教育課総務係長	鈴 木 教 男

6 協議事項

報告第3号 かすみがうら市地区公民館役職員の委嘱について

議案第39号 かすみがうら市いじめ問題等対策委員会規則について

議案第40号 かすみがうら市いじめ問題等対策連絡協議会規則について

7 会議の概要

開会 午前9時00分

- 教 育 部 長 : 起立、礼、着席。
 本日は、定例教育委員会に出席していただきまして、大変ご苦勞様でございます。開会に先立ちまして、4月1日付けの定期異動により委員会に出席する職員の異動がありましたので、紹介申し上げます。
 教育部長につきましては、昨年に引き続き私、飯田が努めさせていただきます。学校教育課長の坂本重男でございます。生涯学習課長の中泉栄一でございます。学校教育課教育指導室長の塚谷吉行でございます。図書館長は、総務課防災安全室から転入となりました和田哲男でございます。郷土資料館長の屋代久雄でございます。あじさい館長は、中泉栄一が兼務いたします。霞ヶ浦公民館長の齋藤裕之でございます。千代田公民館長は、農業委員会から転入となりました大山俊男でございます。
 続いて、書記を紹介いたします。学校教育課課長補佐は、総務課総務係長から昇格となりました山口由晃でございます。総務係長の鈴木教男でございます。以上でよろしくお願いいたします。
 それでは、委員長よりご挨拶をいただきたいと思っております。
- 委 員 長 : おはようございます。本日は、5名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。これより、4月の定例教育委員会を開催いたします。
 最初に、教育長より事務報告を求めます。
- 教 育 長 : 資料教育長動静により報告する。(4月の教育長事務報告、内容省略)
 委 員 長 : ただいまの報告について、何か質疑等ございましたらお願いします。
 委 員 : 霞ヶ浦地区の中学校が統合され1年経過しましたが、スクールバス運行の中で問題等はございますか。
- 学 校 教 育 課 長 : スクールバス開始早々は、飲み食い等しているなどありましたが、先生もスクールバスに乘車して5月以降は規律、時間等なども守られている状況です。又、休日の部活等でのバスの運行は、乗車人数が少ないことから一部運行エリアを集約して、バスの台数を減らし運行費用の低減に努めさせていただいております。
- 委 員 長 : 特にございませんか。特にないようでしたら、早速、今月の議案に入ります。
 では最初に、報告第3号「かすみがうら市地区公民館役職員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 霞ヶ浦公民館長 : それでは資料の2ページをご覧いただきたいと思っております。
 報告第3号かすみがうら市地区公民館役職員の委嘱について、平成27年4月24日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市地区公民館運営規則第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項に規定に基づき下記のとおり委嘱するものです。説明については、以上です。
- 委 員 長 : ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
 (「質疑なし。」の声あり)
 質疑なしと認めます。よって、報告第3号につきましては、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。
 (「異議なし」の声あり)
 ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は、報告のとおり承認することに決めます。
 以上で、本日の付議案件の審議は、全て終了いたしました。事務局から2件の議案等を追加したいと申し出がありますが、本日の協議事項に追加してよろしいか伺います。
 (「異議なし」の声あり)
 ご異議なしとのことですので、日程に追加することにいたします。追加

議案について、配布願います。

(事務局から追加議案 配布)

議案第39号「かすみがうら市いじめ問題等対策委員会規則について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長： それでは追加資料の1ページをご覧頂きたいと思います。

議案第39号かすみがうら市いじめ問題等対策委員会規則について、平成27年4月24日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市いじめ問題等対策委員会規則について、別紙のように制定するものであります。制定理由については、かすみがうら市いじめ防止等に関する条例第14条に基づき、設置された委員会の組織及び運営について必要な事項を定めるため、新たに制定するものです。説明については、以上です。

委員長： 議案第39号と次の議案第40号は関連議案ですので、併せて説明をお願いします。

学校教育課長： それでは追加資料の5ページをご覧頂きたいと思います。

議案第40号かすみがうら市いじめ問題等対策連絡協議会規則について、平成27年4月24日提出、かすみがうら市教育委員会委員長名でございます。かすみがうら市いじめ問題等対策連絡協議会規則について、別紙のように制定するものであります。制定理由については、かすみがうら市いじめ防止等に関する条例第13条に基づき、設置された連絡協議会の組織及び運営について必要な事項を定めるため、新たに制定するものです。説明については、以上です。

委員長： ただいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。

委員： いじめ問題等対策委員会といじめ問題等対策連絡協議会の関係等の説明をお願いします。

学校教育課長： いじめ問題等対策委員会は、法第14条第3項の規定により、いじめ防止等のための対策を実行的に行うため、弁護士、学識経験者、心理又は福祉の専門家などの専門知識及び経験を有する者をもって構成し、いじめの対策が実行的に行われるよう調査研究その他の有効な対策に係る審議等を行います。そして、いじめ問題等対策連絡協議会は、法第14条第1項の規定により、いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、市教育委員会が設置し、関係機関の連携の推進、基本方針に基づく取り組みの報告等を行います。説明については、以上です。

委員長： その他、何か、ご質疑はございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第39号と議案第40号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第39号と議案第40号原案のとおり決します。

次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。

学校教育課より、順次、説明をお願いします

学校教育課長： 学校教育課の事業報告及び計画を説明(4月の事業報告及び5月の事業計画、内容省略)

指導室長： 学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明(4月の事業報告及び5月の事業計画、内容省略)

生涯学習課長： 生涯学習課社会教育係・スポーツ振興係の事業報告及び計画を説明(4月の事業報告及び5月の事業計画、内容省略)

郷土資料館長： 生涯学習課郷土資料館の事業報告及び計画を説明(4月の事業報告及び5月の事業計画、内容省略)

- 図 書 館 長 : 図書館の事業報告及び計画を説明（4月の事業報告及び5月の事業計画、内容省略）
- 霞ヶ浦公民館長 : 霞ヶ浦公民館の事業報告及び計画を説明（4月の事業報告及び5月の事業計画、内容省略）
- 千代田公民館長 : 千代田公民館の事業報告及び計画を説明（4月の事業報告及び5月の事業計画、内容省略）
- 委 員 長 : ただいまの説明で何か、ご質疑はございませんか。
- 委 員 : 生涯学習課にお聞きします。土曜日学習運営委員会ですが、構成メンバーはどういう方ですか。
- 生涯学習課長 : 運営委員会は、学校の校長先生や PTA 役員などがメンバーになっており、実際、子供達に教える方は、元先生やボランティアの方で運営されております。
- 委 員 : 授業時間を確保するのも難しい時に、土曜日の活用をすることは特に大事ですので、今後も継続よろしくお願ひします。
- 委 員 長 : その他、特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。5月25日月曜日、午前9時から霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- (「異議なし」の声あり)
- それでは、そのようにいたします。
- 以上で、本日の定例教育委員会を閉会いたします。
- お忙しい中、ご質疑、誠にありがとうございました。
- 教 育 部 長 : 起立、礼。

閉会 午前10時28分

委 員 長

書 記 山口由晃

書 記 鈴木教男